

1 募集職種、採用予定者数、職務内容

募集区分	採用予定 人 数	職 位	任期	主な職務内容
一般行政職 (一般任期付職員) 【児童福祉専門】	1名	5級 (※1)	3年 (※2)	児童相談所の児童福祉司（スーパーバイザー）等としての実務経験・管理経験を基に児童福祉に係る相談及び児童虐待への対応として、各種会議への出席や職員への助言、指導及び人材育成を行う。

※1 職位は、主査職を予定しております。

※2 任期については、最長5年まで延長する場合があります。

2 応募資格

児童相談所において児童福祉司（スーパーバイザー）等として10年程度の実務経験及び管理経験を有する者（年齢制限はありません）

職務経験は、各関係機関において、常勤で1年以上継続して就業していた期間が該当し、職務経験が複数ある場合は、通算ができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。また、育児休業や病気休業等、職務に従事していない期間は含みません。なお、最終合格発表後、職務経験内容等の確認のため、職歴を証明するための書類（職歴証明書等）が必要です。職歴証明書を提出できない場合は、合格を取り消します。

<注意事項>

- ① 日本国籍を有する者が受験できます。
- ② 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - ・ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に定める欠格条項に該当する者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 習志野市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 応募書類は、合否にかかわらず返却できません。
- ④ 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。

3 選考内容

選考区分	選考方法	内容
第一次選考	書類審査	提出された選考申込書等に基づいて、業務における専門的知識経験等について審査します。
最終選考	プレゼンテーション審査 個人面接	提出された論文の内容についての発表および人物等について、個人面接を行い審査します。

- ・最終選考は、第一次選考の合格者のみが対象となり、令和4年2月中旬に習志野市役所において実施します。
- ・時間等の詳細については合格者に別途御案内いたします。

4 選考結果通知

(1) 第一次選考の結果

第一次選考の結果は、令和4年2月上旬に合否を文書にて通知します。

(2) 最終選考の結果

最終選考の結果は、令和4年2月下旬に合否を文書にて通知します。

また、市庁舎の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、習志野市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

5 採用予定日

令和4年4月上旬

6 応募手続

(1) 提出書類

① 選考申込書 (A4:297mm×210mm)

・写真は申込み時の6か月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、たて4cm、よこ3cmのものを使用してください。(はっきりと本人と確認できるものに限りです。)

② 業務経歴等調書 (A4:297mm×210mm) (氏名を必ず記入してください。)

③ 論文 (A4:297mm×210mm)

・テーマ「これからの子ども家庭総合支援拠点のあり方と児童相談所との連携について」

・パソコンで、A4縦長用紙2枚、総文字数800字以内で作成して下さい。

日本語、横書き、文字の大きさ12ポイント以上として下さい。

・図表やグラフの添付は自由です。

・1ページ目上部にテーマ、氏名を記載し、下部にページ番号を振って下さい。

(提出書類に不備がある場合は、申込みを受け付けできない場合があります。)

(2) 申込方法

申込は郵送のみとなります。

【受付期間】 令和4年1月14日（金）から1月25日（火）まで（当日必着）

【送付先】 〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1 習志野市総務部人事課

※角型2号（332mm×240mm）の大きさの封筒に入れて、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず「簡易書留」により郵送してください。

7 給与・勤務時間等（令和3年4月1日現在）

(1) 給与

5級職（主査相当職）

平均給料月額 約35万円

実際の給与は、採用前の民間企業等の職歴等を勘案して決定します。

このほかに、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当（賞与）等が支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分（完全週休二日制）。

(3) 休暇等

年次有給休暇、結婚、忌引、出産等の休暇のほかに育児休業制度などがあります。

(4) 服務

任用期間中は、地方公務員として営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

このため、現在企業等に在職中の方が採用となる場合には、その企業等を退職していただくことになります。

8 成績開示について

この採用選考の結果等については、口頭による開示を請求できます。

受験者本人が本人確認のできる書類を持参のうえ、直接お越しくください。

①開示場所 習志野市役所 3階 人事課

②開示方法 閲覧に限る

③開示時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（祝日は除く）

対象者	開示内容	開示期間
第一次選考不合格者	第一次選考の得点及び順位	第一次選考結果通知日から1か月間
最終選考不合格者	最終選考の得点及び順位	最終選考結果通知日から1か月間

問い合わせ先 習志野市役所 総務部 人事課

〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1

047-451-1151(内線247~249、347)